

○大刀洗町下水道条例

(平成15年12月19日条例第19号)

改正 平成25年3月28日条例第19号 平成25年12月20日条例第38号

大刀洗町下水道条例(平成7年大刀洗町条例第1号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 排水設備の設置等(第4条—第9条)
- 第3章 下水道の使用及び使用料(第10条—第23条)
- 第4章 公共下水道の施設に関する構造基準等(第24条・第25条)
- 第5章 雜則(第26条—第29条)
- 第6章 罰則(第30条—第32条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 大刀洗町の設置する公共下水道及び農業集落排水事業の管理、使用並びに公共下水道施設の構造の基準等については、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)その他法令で定めるほか、この条例で定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。
- (2) 汚水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。
- (3) 下水道 法第2条第2号に規定する下水道をいう。
- (4) 排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。
- (5) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (6) 流域下水道 法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。
- (7) 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。
- (8) 排水区域 法第2条第7号に規定する排水区域をいう。
- (9) 処理区域 法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- (10) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備(屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。)をいう。
- (11) 除害設備 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- (12) 特定施設 法第12条の2第1項に規定する特定施設をいう。
- (13) 管きょ 排水管又は排水きょをいう。
- (14) 義務者 法第10条第1項の規定により排水設備を設置すべき者をいう。
- (15) 使用者 下水を下水道に排出してこれを使用する者をいう。

(代理人の選定)

第3条 町長は、義務者又は使用者が町内に居住しないとき、その他必要と認めるときは、この条例及びこの条例に基づく規則に規定した事項を処理させるため、義務者又は使用者に命じて町内に居住する者のうちから代理人を選定させることができる。

第2章 排水設備の設置等

(排水設備の設置等)

第4条 下水道の供用が開始されたときは、排水区域内の義務者は、遅滞なく排水設備を設置しなければならない。

(排水設備の接続方法及び内径等)

第5条 排水施設の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあっては下水道のますその他の排水設備(法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条及び次条において「公共ます等」という。)で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあっては公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。

(2) 排水設備を公共ます等に固着させるとときは、下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則の定めるところによること。

(3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、町長が特別の理由があると認めた場合を除き次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。ただし、一の建築物から排除される排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口(単位:人)	排水管の内径(単位:ミリメートル)
150未満	100以上
150以上300未満	150以上
300以上600未満	200以上

(排水設備の計画の確認)

第6条 排水設備(これらに接続する除害施設を含む。以下この章において同じ。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて町長に届け出てその確認を受けなければならない。

2 前項の申請の内容を変更しようとするときは、町長に届け出てその確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更の場合はあらかじめその旨を町長に届け出ることをもって足りる。

(排水設備の工事の検査)

第7条 排水設備の新設等を行った者は、その工事を完了した日から5日以内にその旨を町長に届け出て、検査を受けなければならない。

2 町長は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し章票を交付するものとする。

(排水設備の工事の実施)

第8条 排水設備の新設等の工事は、町長が指定する者(以下「指定工事店」という。)でなければ行うことができない。ただし、町長が特に認めた工事については、この限りでない。

2 指定工事店に関し必要な事項は、規則で定める。

(特別に必要な工事費の負担)

第9条 排水設備の新設その他の理由により下水道の管きょ及びその取付管等の新

設を特別に必要とする者は、当該工事に伴う費用の全部を負担しなければならない。

第3章 下水道の使用及び使用料

(特定事業場からの下水排除の制限)

第10条 特定事業場から下水を排除して下水道を使用する者は、次の各号に掲げる項目に関し、当該各号に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

- (1) 水素イオン濃度 水素指数5以上9以下
- (2) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム以下
- (3) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム以下
- (4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき60ミリグラム以下

2 特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域(湖沼を除く。)に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の規定による環境省令により、当該下水について前項各号に掲げる項目に関し当該各号に定める水質より穏やかな水質の排水基準が適用されるときは、当該下水に係る前項に規定する水質の基準は、同項の規定にかかわらず、その排水基準とする。

(除害施設の設置等)

第11条 使用者は、次の各号に定める項目に関し、当該各号に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水を除く。)を継続して排除するときは、除害施設の設置又は必要な措置をしなければならない。ただし、規則で定める項目に係る水質及び水量の下水については、この限りでない。

- (1) 温度 45度以下
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5以上9以下
- (3) ノルマルヘキサン抽出物含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき60ミリグラム以下
- (4) ヨウ素消費量 1リットルにつき220ミリグラム以下

第12条 次の各号に定める物質又は項目に関し、当該各号に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して下水道を使用する者は、除害施設の設置又は必要な措置をしなければならない。ただし、規則で定める物質又は項目に係る水質及び水量については、この限りでない。

- (1) 下水道施行令(昭和34年政令第147号。以下「令」という。)第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。
- (2) 温度 45度以下
- (3) 水素イオン濃度 水素指数5以上9以下
- (4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム以下
- (5) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム以下
- (6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき60ミリグラム以下

(7) 令第9条の9第1項第6号に掲げる物質又は項目 当該排水基準に係る数値

2 前項第1号に定める基準(令第9条の4第1項第33号に掲げる物質に係るものに限る。)は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)の規定により、下水道又は流域下水道からの放流水について水質排出基準が定められている場合に限り適用する。

3 令第9条の9第2項に規定する施設から町長が同条同項に規定する理由があると認めて指定する下水を排除して、下水道を使用する者に関する第1項の規定の適用については、同項第2号中「45度以下」とあるのは「40度以下」と、同項第3号中「5以上9以下」とあるのは「5.7以上8.7以下」と、同項第4号及び第5号中「600ミリグラム以下」とあるのは「300ミリグラム以下」とする。

4 第10条第1項各号、前条各号及び前項各号に掲げる数値は、環境省令、国土交通省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

第13条 前2条の規定により除害施設の設置又は必要な措置をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ町長にその計画を届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(し尿排除の制限)

第14条 使用者は、し尿を下水道に排除するときは、水洗便所によってこれをしなければならない。

(使用開始等の届出)

第15条 使用者が下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(使用料の徴収)

第16条 町長は、下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、年度を6期に分け、期別ごとに規則で定める方法により徴収する。

3 この条例において「期」とは、下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね2月の期間をいい、この始期及び終期は、規則で定める。

(使用料)

第17条 使用料の額は、該当期の期間において使用者が排除した汚水排出量に応じ算定するものとし、次の表に定める基本使用料と従量使用料の合計額に、消費税額及び当該消費税額を課税標準として課せられるべき地方消費税額に相当する額を加えた額とする。

使用料

一般家庭

区分	世帯割額(1月につき)	世帯人員割額(1人当たり)(1月につき)
汚水	1,500円	600円

その他

区分	基本使用料(1月につき)	使用料(1立法メートル当たり)
汚水	1,000円	150円

2 使用料の算定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 一般家庭の使用料は、世帯割額と世帯人員割額の合計額とする。
- (2) 一般家庭以外の使用料は、原則として、その他のとおりとする。
- (3) 前各号によることが適当でないと町長が認めた場合は、使用の実態に応じ規則で定める。

(算定人員の確認)

第18条 一般家庭の世帯人員の確認は、使用月の前月末日に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき記録又は登録されている人員とする。ただし、使用月の途中において、下水道の使用を開始し、若しくは再開したときは、その届出書を提出した日に記録又は登録されている人員とする。

- 2 前項の住民登録者で、長期不在等の場合は、その旨を町長に届け出て承認したときはこの限りではない。

(計測のための装置の設置)

第19条 町長は、第17条第2項第2号に規定する一般家庭以外の使用者の使用水量を認定するため、当該使用者の施設の適当な場所に計測するための装置の設置を義務づけることができる。

- 2 使用者は、善良な管理者の注意をもって前項に規定する装置を管理し、その責めに帰すべき事由により、当該装置を損傷し、又は亡失したときは直ちにその旨を町長に届け出るとともに速やかに復旧しなければならない。

(汚水排出量の算定)

第20条 一般家庭以外の使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用量とする。ただし、2戸以上の使用者が共同で使用している場合において、それぞれの使用水量を確知することができないときは、その使用水量を等分したものとそれぞれの使用水量と推定することができる。
 - (2) 水道水以外の水を使用した場合は、使用者の使用態様を勘案して町長が認定する。
- 2 前項各号の認定方法並びに水道水及び水道水以外の水を併せて使用した場合、その他同項に定める算定方法によりがたい事項については、規則で定める。

(使用料算定資料の要求)

第21条 町長は、使用者に対し使用料の算定に必要な資料の提出を求めることができる。

- 2 使用者は、使用料の算定基礎となる事項に変更を生じたときは、遅滞なく町長に届け出なければならない。

(行為の許可)

第22条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して町長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

- (1) 施設又は工作物その他の物件(排水設備を除く。以下「物件」という。)を設ける場所を表示した平面図
 - (2) 物件の配置及び構造を表示した図面
- 2 令第16条で定める軽微な行為をしようとする者は、申請書を町長に提出してその指示を受けなければならない。
- (許可を要しない軽微な変更)

第23条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、同項の許可を受けた者が許可を受けた物件を設ける目的に附隨して行う当該物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であって、下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのないものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により軽微な変更をしようとする場合に準用する。

第4章 公共下水道の施設に関する構造基準等 (排水施設の構造の技術上の基準)

第24条 公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。）の構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とする。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置を講ずるものとする。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずるものとする。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置を講ずるものとする。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の措置その他の規則で定める措置を講ずるものとする。
- (6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置を講ずるものとする。
- (8) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずるものとする。
- (9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあっては、マンホールを設ける。
- (10) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべき又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設ける。

(適用除外)

第25条 前条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

第5章 雜則

(延滞金)

第26条 使用料についての督促及び延滞金については、大刀洗町税条例(昭和30年大刀洗町条例第16号)を準用する。

(滞納処分等)

第27条 使用料についての滞納処分等に関しては、大刀洗町税条例を準用する。

(使用料等の減免)

第28条 町長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料、延滞金又は督促手数料を減免することができる。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第30条 次の各号に掲げる者は、10,000円以下の過料に処する。

- (1) 第6条第1項の規定による確認を受けないで排水設備の工事を実施した者
- (2) 第7条第1項の規定による届出を期間内に行わなかった者
- (3) 第8条の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者
- (4) 第11条又は第12条の規定に違反して下水を排除した者
- (5) 第13条、第15条、第21条第2項の規定による届出を怠った者
- (6) 第14条の規定に違反してし尿を排除した者
- (7) 第21条第1項の規定による資料の提出を求められてこれを拒否した者
- (8) 第22条の規定による許可を受けなかった者
- (9) 第6条第1項、第22条、第6条第2項、第13条、第15条、第21条第2項、第21条第1項の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者又は資料の提出者

(使用料等を免れた者に対する過料)

第31条 偽りその他不正な手段により使用料、延滞金又は督促手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

(両罰規定)

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成16年1月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日条例第19号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行日に既に存する施設で第24条の規定に適合しないものについては、これらの規定（その適合しない部分に限る。）は、なお従前の例による。ただし、施行日後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したもの当該工事に係る区域又は区間については、この限りではない。

附 則(平成25年12月20日条例第38号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年4月1日前から継続して下水道を使用している者に係る使用料であつて、平成26年4月30日までの間に使用料の額が確定するものに係る算定方法については、なお従前のとおりとする。